

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町国民健康保険条例第 9 条、第 10 条、第 11 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町国民健康保険条例第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町国民健康保険条例 (罰則)</p> <p>第 9 条 世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項及び第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料に処する。</p> <p>第 10 条 世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料に処する。</p> <p>第 11 条 偽りその他不正の行為により国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第 12 条 前 3 条の過料の額は情状により町長が定める。</p> <p>2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日